

番号	議題	質問の内容	回答
1	放置家屋を作らせない対策について	<p>南区は人口の伸び率が高く、今でも自宅の近くでは20数件の新築の造成工事の音が早朝より響いています。その一方で、50年は過ぎたと思われる家屋が放置され、いつの間にか空き家になっています。</p> <p>放置家屋はどの町にも1つや2つあると思います。孤立、経済的な理由や住民間のトラブルや孤独化が原因だと思いますが、つい最近も道路を挟んだ隣町で、原因不明の空き家が全焼する火事がありました。</p> <p>火災も通常であれば、数十台の消防車が消火活動にあたれば大火でも消火できるでしょうが、夜風が強いときや、大地震で同時に複数個所にて火災が発生した場合は、消防車の分散などで思うような消火活動ができないことが懸念されます。悲観的な予測ではありますが、今回の火災でもそれなりの風が吹いており、ないとは言い切れないと考えます。</p> <p>空き家は不審者や不審火、ゴミ屋敷は火災の要因ともなり得ますが、法的には敷地内に立ち入ることができないため、行政や自治会が連携し、気付いた時点で所有者や親族に知らせる様な仕組みが出来ないでしょうか。マンション管理組合では既に取り組まれており、実際に何件か解決していると承知しています。災害時における「放置する怖さ」を、行政としてどう捉えているかお知らせください。</p>	<p>適切に所有者等が管理していない空き家等(放置家屋)は、倒壊・屋根等の飛散や草木の繁茂、害虫・害獣の発生、不審火や放火等の危険があると認識しております。</p> <p>災害時においても、倒壊により周辺の財産・生命への被害、避難や消防活動の妨げ、火災による延焼等の悪影響を与える懸念があります。</p> <p>空き家等を取り巻く問題については、所有者等が自身の責任において解決することが原則であることから、自治会の方々に行っていただく取り組みとしては、所有者へのお声掛けや老朽化による近隣への悪影響等の確認・見回り、手紙や電話による所有者への対応依頼等が考えられます。しかしながら、自治会による対応が困難な場合などは、各区くらし応援室にご相談をいただければ、所有者に対して、注意喚起等の対応をくらし応援室と環境総務課が連携して行ってまいります。近隣に悪影響を与えていたる空き家の所有者がわからない場合などは、市で所有者を調べ、助言等を行ってまいりますので、ご相談ください。</p> <p>また、地域住民と身近な存在である自治会の方々向けの空き家対策の講座を用意しておりますので、ご利用いただければと存じます。</p> <p>災害時に備えるためにも、空き家の発生予防の取り組みとともに、適切に管理されていない空き家の早期解消に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境局環境総務課】</p>
2	自治会掲示板の修繕について	<p>掲示板の修繕について、予算や緊急性の問題もあると思うが、掲示板本体の鉄骨部分以外の修繕、例えば板替えなどについては、修理の順番を待つのではなく、自治会の要望によっては工事ではなく、人件費を除く材料費を支給し、自治会で修繕ができるように制度の見直しをお願いします。</p> <p>これにより、迅速かつ現予算で多くの掲示板が修繕可能となると思います。</p> <p><b>【補足】</b></p> <p>掲示板が腐食しているため修繕を要望しているが、市は修繕の要望が多く、順次修繕しているとの回答はあるものの、何年経過しても対応してくれません。</p> <p>毎月多くの掲示物があり、掲示板の腐食により画鋲やガントツカ等留め金具の効果も無く苦労しています。台風等により吹き飛ばされ、近隣住民様にご迷惑をかけた事例もありました。</p>	<p>自治会掲示板は、市が設置する工作物であり、自治会及び地域の皆様が安全にご利用、閲覧いただくために、市は適正に管理する必要があります。</p> <p>安全管理責任が市にあることから、掲示板の規格については、10区で概ね統一しているところです。仮に自治会で施工いただく場合、施工方法や材料が規格と異なることが予想され、その結果、不測の事故が発生する懸念があります。よって保守管理につきましては、技術や実績を有する業者に業務委託し、劣化状況から優先順位を設けて施工することとしております。</p> <p>このため、今回「材料費の支給」についてのご提案に対応することは難しいと考えますが、日頃から日常業務におけるパトロールを実施するほか、掲示板の破損状況について、自治会と区で相互連絡を確実に行い、計画的に修繕できるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【南区コミュニティ課】</p> <p>質問の事案では、要望はいたいでいるが、優先順位としては早急の対応ではなかったと判断したもので、予算の関係もあり、執行状況を見ながら年度末に施工の有無を判断するとしたものです。</p> <p>緊急性が高いものは早急に修繕いたしますが、損傷の状況により、年度末或いは次年度の施工の可能性もあります。</p> <p>ご要望をいただいた自治会とはしっかりと連絡を取っていきたい考えですが、お気付きの点があれば、年度末頃にご確認をいただけますようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【南区コミュニティ課】</p> <p>自治会長から連絡をいただいた際は、職員にはまず現場を確認するように指示をしております。損傷によっては危険なものもありますので、その場合は立入禁止のテープを巻くなど、安全対策を行うこととしております。例えば板が外れそうなものは、先ずは板のみを撤去するなど対応してまいりますのでご連絡をいただきますようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【南区長】</p>

番号	議題	質問の内容	回答
2	自治会 掲示板 の修繕 について	掲示板に関して、私の自治会でも腐食が進んで倒れた事案がありました。 確認したいのは、市の管理責任として、自治会が要望を出しているにも関わらず修繕をせず、通りかかった子供が下敷きになって死亡した場合は、市の責任ということで良いか。	修繕要望の有無に関わらず、事故があった場合は市の責任となります。 【南区コミュニティ課】
		掲示板の骨組みとなる木枠に1回でも防腐剤を塗れば耐久性が違うのではないか。板が腐り釘が腐ることで、脱落し事故に繋がる。 それほど経費もかかるものではないので是非考えていきたい。	防腐剤を塗ることにつきましては、委託の仕様において検討させていただきます。 【南区コミュニティ課】
		回覧版と掲示板のどちらが周知の効果があるか試したことがあるが、掲示板は回覧版の5倍、はるかに効果があることを確認している。 掲示板については予算や優先順位もあるかと思うが、優先的な対応をお願いしたい。	(意見として了承)
3	カラス対策助成金について	以前よりゴミ置場のカラス被害に困惑していました。 予算があれば折り畳み式の集積カゴを購入して設置したいが、当自治会は354世帯と小規模であり購入することが困難であるため、市からのカラス対策助成金を熱望します。  【補足】 当自治会では、8か所のゴミ置場のカラス除けネットにブルーシートを止めて、ゴミの中身を隠したことで散乱を抑止することができました。作成には人手と日数がかかりましたが、その後被害は「0」となりました。	日頃より、ごみ収集所の諸問題にご尽力いただきありがとうございます。 現在本市では、毎年度、自治会に対し「衛生協力助成金」という、主に収集所の衛生管理を目的とした補助金を交付しておりますので、折り畳み式集積カゴの計画的なご購入をご検討いただければと思います。 なお、本市では、カラス被害を防ぐために、収集所の利用者にネットをきちんと下げる等のお願いをするため、啓発看板の作成等をしております。今後とも、衛生協力助成金制度や有効なカラス対策の周知を図ってまいります。 【環境局廃棄物対策課】
		集積カゴは当自治会でも、最近取り付けたいという希望がでているところですが、設置場所が道路や歩道であっても設置して良いのか。また、他地区では折り畳まずにそのままにしているところもあるが、そのような設置の仕方でも良いのか確認したい。	道路、歩道への集積カゴの設置につきまして、現在置かれてるものは、一時的に道路上に置かれているという考え方となります。このため、回収後には、折り畳みカゴであれば、畳んでいただくということになります。 【南区くらし応援室】
		集積カゴについては、当自治会では集積カゴではなくネットにしている。 集積カゴでは道路の違法占用となることから撤去しなければならず、誰が撤去するかについては、清掃業者が約束をしてくれないと自治会でやらなければならず、自治会員と非自治会員との間で必ず問題となる。 ゴミ問題は話し合いで簡単に決まるものではないので、法律を踏まえ、予算がないということではなく検討していただきたい。	集積カゴにつきましては、回収する日に開いて、回収後には畳むということが前提です。集積カゴを常時設置してしまうと道路占用において不法占用と考えられます。道路や歩道での設置は交通の妨げにならない範囲で、例えば午前中に回収をしてその後畳むなどしていただくことが前提です。なお、4m未満の道路で集積カゴを置く人が通行できなくなってしまうような場所では、もう少し広い場所での設置をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。 【南区長】
		ネットの撤去に関して、ゴミを回収業者が回収し終わったら折り畳んで道路上には置かない、置きっ放しではいけないということで良いか。	当自治会も集積カゴを設置し2~3年経過するが、業者が回収後にカゴを畳んでくれており、そのまま道路上に残されるといった事例はありません。 清掃業者にお願いをすれば畳んでくれるのではないかと思いますので、参考にしてください。 【文蔵四丁目自治会】
		集積カゴについては、当自治会では集積カゴではなくネットにしている。 集積カゴでは道路の違法占用となることから撤去しなければならず、誰が撤去するかについては、清掃業者が約束をしてくれないと自治会でやらなければならず、自治会員と非自治会員との間で必ず問題となる。 ゴミ問題は話し合いで簡単に決まるものではないので、法律を踏まえ、予算がないということではなく検討していただきたい。	一例として、ゴミ置き場を使用する世帯は決まっているので、その中で一番最初にごみを出す方がネットを広げ、回収後はその日の当番がネットを畳み歩道の樹木に括り付けるといった取組もあります。 カゴを畳まずに出しっ放しというのは不法占用と考えられますが、それを畳んで邪魔にならない場所に置くのはやむを得ないとも考えます。その上で、ごみ置き場を使っている人の中で、当番の人気がしまうとか、最初にゴミ捨てをする人がカゴを広げるなどのルールを作成していただければ良いと考えます。 【南区長】

番号	議題	質問の内容	回答
		<p>日本の出生率が毎年過去最低を記録し続け、今後、団塊ジュニア世代が高齢化する中で、現状の地域福祉サービス(市、市社協、地区社協の活動)を維持できなくなるのではないかと不安を感じている。</p> <p>現状、市社協・地区社協の活動は公金と寄付金による費用と、ボランティアの協力もあり活動されているが、少子高齢化に伴い寄付金の割合も、ボランティアも減っていくことが予測できる。</p> <p>以上を踏まえ、現状、市・市社協・地区社協がどのような役割分担で活動しているのか、また、今後の社会環境の変化に対応していくため、市としてどのような対応をとっていくこととしているのか、考えをお聞きしたい。</p>	<p>御指摘のとおり、団塊ジュニア世代の高齢化や少子化の進行により、今後、本市においても医療・介護・福祉ニーズが増大・多様化するとともに、ボランティアも含めた地域の担い手の不足や社会的なつながりの希薄化等による地域力の低下が見込まれます。</p> <p>こうした社会環境の変化に対応していくため、市民・事業者・行政が相互に尊重し合いながら、支援を必要とする住民を協働して支え、地域の課題を自ら解決していく仕組みである「地域福祉」を推進していく必要があります。</p> <p>そこで、本市では、市・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の3層構造による体制で地域福祉を推進しており、それぞれが地域福祉に係る計画を策定し、相互に連携を図りながら活動を行っています。</p> <p>市は、介護・障害・子育て・生活困窮など、多様な福祉施策を広域的な視点で推進するとともに、市社協に対して財政的支援を含めた運営の支援を行っています。また、市社協は、地区社協の活動を支援するとともに、各地区単位で対応できない課題解決の仕組みづくりや、ボランティアの育成・活動支援等に取り組んでいます。地区社協は、住民にとって身近な地域福祉の推進役として、地域の多様な主体との連携により、サロン活動や見守り活動などを行い、地区内の福祉課題の解決を図っています。このように、市・市社協・地区社協が互いに補完し合う体制を構築しているところであります。</p> <p>今後につきましては、公的なサービスだけで少子高齢化に対応していくには限界があることから、地域住民が自ら地域課題を発見し、主体的に課題解決を試みる、地域共生社会に向けた住民主体の「地域づくり」の仕組みを構築していくことがより重要だと考えております。そのため、地区社協の活動に加えて、現状、各分野で実施されている担い手の確保や居場所づくりといった「地域づくり」に係る取組を整理し、相互に効率的に連携できる仕組みの構築に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【福祉局福祉総務課】</p>
4	社会福祉協議会の賛助会費について	<p>民生委員のなり手がなく、今72～74歳の団塊の世代の方もこれ以上はできなくなってしまう。また、定年が65歳に延長され、定年後に民生委員を始める方が殆どの状況の今、自治会や地区社会福祉協議会が民生委員を増やす活動や協力者を募るといった制度ができないかと感じている。</p> <p>「向こう三軒両隣」の言葉にあるように、誰がどこで何をしているのかを近所の方が分かっているような、目の届く取り組みができれば、問題の解決の一助となり、行政において民生委員の下に作る協力者の各班活動をどのようにすべきかを検討していただきたい。</p>	<p>確かに民生委員のなり手不足は課題であり、同様に地域の担い手である保護司も担い手が不足しています。</p> <p>本市には民生委員協力員制度というものがあり、民生委員の活動をサポートする取り組みもありますので、この様な制度を通じて、なり手不足の解消に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【福祉局福祉総務課】</p>
		<p>地域づくりは大変重要と考えており、自治会としても積極的に取り組むことができると考えますが、どうすれば良いかわからない自治会が多いと思います。是非コミュニティ課共々、積極的に取り組んでいただき、サポートより先導していただくくらい、例えば他の自治会の取り組み事例の紹介などをいただければ、自治会としても取り組みやすくなると考えます。また、財政収入を確保するという点では、福祉の観点だけではなく、いかに若い人たちが入りやすくなるようなまちづくりができるかなど、チャレンジし続ける自治体になって欲しいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>	(意見として了承)
		<p>孤独死について、これからどんどん増えるのではないかと思います。孤独死の察知の仕方、本当に亡くなっているのかなど、その点を行政ではどのような見守りを行っているのか伺います。</p>	<p>要支援世帯の早期発見に対する取り組みとしては、新聞配達の事業者や牛乳などの宅配業者と協定を結んでおり、事業者が気付いたときに区役所に通報をいただくという連携を行っております。もちろん、地域住民の皆様や、民生委員など地域に繋がりがある方はいるかと思いますので、異変などに気付いた際は区役所にご連絡ください。</p> <p style="text-align: right;">【福祉局福祉総務課】</p>
		<p>災害と福祉について、首都直下型地震がいつ来てもおかしくないと言われている今、発災時における一番の問題は体の不自由な方を避難させる病院、南区では現在6か所の病院と協定を結んでいるようだが、他区では10か所、20か所と多くの病院と協定を結んでいる。南区においても是非協定の件数を増やしていただきたい。</p>	<p>災害時の傷病者を診る病院として、医療救護所というものを区内で設置することとなっており、南区では秋葉病院となります。ご意見のとおり、受け入れ可能な病院は少ない状況ですが、災害時に怪我をされる方は必ずおりますので設置数を増やせるよう、努力、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【南区総務課】</p>

番号	議題	質問の内容	回答
5	松本橋への堰とポンプ設置要望に係る進捗について	<p>1. 令和4年10月3日(月)に於いて、当市議会議員を紹介議員として、さいたま市長清水勇人様へ「松本橋への堰とポンプ設置の要望」を提出させて頂いておりますが、その後の進捗状況について、お伺いいたします。</p> <p>2. 水路に関連し伺います。 当自治会では水路の法面及び川底の除草について年2回の除草のお願いをしているところですが、行政より今年は予算が無いので1回にして頂きたいとの情報を頂いております。特に川底の除草については水流の妨げとなり松本橋の問題にもつながっているところと考えられます。 同水路には内谷中の橋と言う通学路にもなっている橋が架かっておりますが、特に子ども達の下校時間時は横断歩道にも交通指導員が居ませんので、除草がされていないと車両側も子ども達も安全確認の妨げになっております。必要な所にはしっかりと予算をとって頂きたい。</p> <p>【補足】 河川課、下水道整備課より、浸水被害軽減対策に向けた検討を行っているとの回答がありましたら、2年目となる令和6年までの進捗状況は如何ですか?</p>	<p>1. 松本地区の浸水被害軽減対策に向けた検討状況といたしましては、令和5年度における松本橋付近に浸水被害軽減対策として検討した内水排除ポンプ施設の検討結果を踏まえて、令和6年度においては、具体的な施設配置や荒川左岸排水路の護岸整備の手法などについて、検討を進めているところです。 今後も引き続き、松本地域を含む流域の排水先である戸田市を流れるさくら川の改修に係る戸田市や府内関係部局で調整を行い、先行して本市域内で行える効果的な浸水被害軽減に向けた検討を進め、早期に浸水被害の軽減が図られるよう推進してまいります。</p> <p>2. 荒川左岸排水路の水路法面の除草については、定期的に年間2回を基本として実施しています。 なお、道路や住宅に隣接するなど現地の状況や、その年の植物の成長状況に応じて、年2回では不十分となる場合もあるため、現地の状況を確認し適宜対応しております。 また、川底の除草については、適切に排水路の流下能力を保つため、草の繁茂状況に応じて年1回から2回の除草を実施しております。今後も排水路の適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>【建設局河川課(質問1及び2に関して)] 【建設局下水道計画課(質問1に関して)]</p>
6	排水路の雑草と悪臭対策について	<p>内谷三丁目地内には、地域を縦断する2つの排水路が存在しております。 梅雨が明ける頃には、雑草が繁茂し、隣接する住民の方々から「草刈りの依頼」が多数あり、下水道課にお願いをしている状況であります。 しかし、下水道課では、草刈りの依頼は多数あり、予算額には限界があることから、現地を確認し回答するということでしたが、暫く返答がなく、再度電話すると、あの程度では未だ暫く大丈夫であり、秋にでも電話してくださいと誠意が感じられない回答でした。 また、夏本番になると、悪臭が発生し、隣接する住民の方々から「高圧洗浄の依頼」が多数寄せられますので、これも、下水道課にお願いしている状況であります。 しかし、下水道課では、草刈りと同様に、誠意が感じられない回答であり、2件とも回答マニュアルを手本とするような回答がありました。 いずれにせよ、当該排水路は市の管理でありますので、安心で、快適なまちづくりを構築するためには、住民ファーストを考慮していただき、適正な排水路の雑草管理と対策、及び悪臭対応をしていただきますよう強く要望いたします。</p> <p>排水路の暗渠化については、費用の面等から難しいと思いますので、少なくとも排水路の隣接部分、草が生える部分をコンクリートで舗装していただくことを強く要望いたします。現在、2つの排水路ともコンクリート舗装をしていただいておりますが、経年劣化によりひび割れ、破損が生じており、そこから雑草が繁茂している状況です。費用対効果を考えた場合、毎年草刈をするよりもコンクリートで補修することで将来的に経費の削減が図されることとなるかと思います。その削減された経費で、悪臭への対策として高圧洗浄などをを行うことが可能となりますので、前向きな回答をいただきたいと思います。</p>	<p>はじめに、電話対応について排水路の管理について不快な思いをさせてしましましたことを深くお詫びします。 ご依頼のあった水路の維持管理(水路清掃・草刈り)は、南部建設事務所下水道管理課で行っております。今年度、春先にご依頼いただいた件につきましては、5月24日の現地立会にて、水路清掃・草刈りの依頼範囲を確認し、6月14日に業者にて施工完了しております。8月下旬に草刈りの依頼をいただいた件につきましては、10月31日に作業完了しております。 ご要望につきましては、全体の状況を踏まえながら、適正な管理ができるように努めてまいります。 今後も、水路清掃・草刈りにつきましては、依頼を受け、状況を確認しながら実施したいと考えておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>【建設局南部建設事務所下水道管理課】</p> <p>ひび割れや破損が進行し、費用対効果を考えたコンクリート補修や悪臭対策のご意見につきましては、所管に申し伝えます。 【南区くらし応援室】</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見にある通り管理している施設も経年劣化によるコンクリートのひび割れや施設の破損等が生じ、それらは増加傾向にあります。 補修については排水不良や安全性が損なわれる破損等を優先的に補修しています。 また、ご指摘の通り土間コンクリートの施工により将来的な経費の削減が見込まれることから、施工がなされていない水路の施工を適宜、進めております。 施設の効率的な維持管理を進めてまいりますので引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>【建設局南部建設事務所下水道管理課】</p>

番号	議題	質問の内容	回答
7	ごみ資源物1類の出し方変更の周知について	<p>10月1日からのごみ資源物1類のごみの出し方の変更について、自治会員には回覧などで周知し認識させることは可能ですが、しかしながら、非会員でアパート居住者や外国人等への周知は難しいです。</p> <p>ごみを残されれば、自治会のごみ置場清掃担当に負担をかけ、更には自治会での苦情処理の負担が増すことがあります。</p> <p>外国語でのチラシ・ポスター等を作つて、行政からの周知を徹底してもらいたい。</p>	<p>10月1日からのごみ資源物1類のごみの出し方の変更につきまして、非自治会員の方には、これまで市報9月号やごみ分別アプリ各言語を通じて案内をしており、現在、市内各戸に配布するチラシや収集所に掲示するポスターを作成しております。</p> <p>ごみ分別アプリ以外については、日本語のみでの作成となつておりますが、イラストや写真等を活用し、日本語が読めない方も理解できるよう配慮いたします。</p> <p>また、家庭ごみの出し方マニュアル外国語版についても引き続き作成予定です。</p> <p>引き続き排出状況を踏まえて適切な周知啓発を図つてまいります。</p> <p>【環境局資源循環政策課・廃棄物対策課】</p>
8	通学道路の安全に対する配慮について	<p>武蔵浦和地区義務教育学校の計画もいよいよスタートし、通学路の見直しなども行われると思うが、道路標識や道路標示等の見直しを徹底して頂き、交通安全に一層の配慮を頂きたい。</p>	<p>教育委員会といたしましては、児童生徒が安全に通学できるように通学路における安全対策を行つており、登下校時における児童生徒の安全確保に全力を尽くしてまいりたいと考えております。御指摘いただきましたとおり、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の通学路の交通安全について一層配慮してまいります。</p> <p>今後、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備委員会において、通学路についても、委員の皆様と一緒に検討させていただきたいと考えております。その中で、通学路に関する御心配や安全対策に関する御要望等についてもお伺いしたいと考えており、御意見いただきました道路標識等の見直しも含め、警察や関係部局等と合同点検を実施したうえで、現地の状況に応じ効果的な安全対策を講じてまいります。</p> <p>【教育委員会学事課】</p>
9	ふれあい公園の植樹について	<p>鹿手袋四丁目の「ふれあい公園」は、現在、月曜～金曜は近隣の保育園児が利用し、土日や夕方は幼児連れの家族が訪れています。</p> <p>公園にはベンチが設置されていますが、終日、直射日光が当たりあまり利用されていません。</p> <p>できることでしたら、ベンチのそばに陰ができるほどの樹木を植えていただくと、散歩中の高齢者が休む場所として利用できると思います。</p>	<p>日頃より公園をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>公園について確認したところ、以前は樹木がベンチのそばに植えられており、枯れて伐採した経緯が見られたため、再度植樹を行います。</p> <p>ただ植樹をした直後ではあまり高さがなく、成長しないと陰ができるような樹木にならないことをあらかじめご了承ください。</p> <p>【都市局南部公園整備課】</p>
10	鹿手袋第二自治会館、防災会館としての新築・改築について	<p>地域にある鹿手袋会館は古い建物で、防災面に不安を感じます。</p> <p>別所公民館、田島公民館、西浦和公民館等は改築されておりますが、当自治会には公民館がなく、鹿手袋会館を自ら管理しており、安全対策部の部長として何とかならないかと苦慮しています。</p> <p>自主防災会、役員会、班長会議で防災の話が出ると必ず鹿手袋会館の話となります。水害対策も考慮した3階建ての建物を建築して欲しいです。</p>	<p>ご質問の「鹿手袋会館」につきまして、当課で調査をしました結果、土地は「大字鹿手袋」名義であり、また、建物は「浦和西南土地改良事業」完工の記念として、関係者の皆様のご尽力により建築されたものと承知しております。当該土地建物は市の管理物件、いわゆる公有財産ではないものと認識しています。</p> <p>このため、ご要望にあります、自治会、防災会館としての建て替えにつきましては、地域の皆様の合意形成のもと、地域主体にて実施していただきたく、何卒ご理解をお願いいたします。</p> <p>防災において、民間建築物に対する支援制度といたしましては、「身近な地域の防災拠点」登録制度があり、登録を受けた建物は指定避難所の機能を補完する施設として、災害用備蓄物資の事前貸与等の支援を受けることができます。その他、建設局所管の「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業」では、耐震診断や耐震工事等の経費の一部について助成を受けることができます。</p> <p>また、当会館が自治会の所有物件である場合は、前述の支援制度のほか、「さいたま市自治会集会所整備事業」により、建て替えや修繕を行う際の経費の一部について助成を受けることができる制度もあります。いずれの制度も要件等がありますので、詳細につきましては当課までお問い合わせください。</p> <p>なお、本件のような大字名義の土地は、いわゆる「所有者不明土地」とされ、法務局により所有者特定調査を行うことができる制度がありますので、参考として申し添えます。</p> <p>【南区コミュニティ課】</p>

番号	議題	質問の内容	回答
11	実効性のある防災訓練の実施について	<p>1. 普通救命(AEDを含む)の普及について 小・中学校や市民に救命講習の機会を増やし、いざというときの救命向上を図る。</p> <p>2. 水防演習の実施について 消防と連携して、土嚢による水防演習などにより豪雨対策に備える。</p> <p>3. スタンドパイプの配布 地域住民が担う初期消火のツールとして導入を検討されたい。</p> <p>【補足】</p> <p>1. 消防団や東京消防庁災害時支援ボランティア活動を通して、年間に100名程度指導しているが、心肺蘇生、止血法、AED講習などの必要性を強く認識している。</p> <p>2. 消防団がマンホールを想定しての輪中を作り、市民が簡易土嚢で自宅周囲に堤防を作るなどの演習を行っているが、昨今の状況からさいたま市内でも必要である。</p> <p>3. 東京消防庁では下町を中心に配布しており、毎年演習を実施している。</p>	<p>1. 普通救命(AEDを含む)の普及について 本市は応急手当講習受講者数の向上を行うため、市内の学校教職員や保育園・幼稚園職員、その他の事業所職員等を対象として、所属する学校等で応急手当を指導できる応急手当普及員の養成を計画的に進めております。 さいたま市の児童・生徒は、教育委員会と消防局が連携し市立小学校5学年・6学年で「救命入門コース」を、市立中学校1学年の段階で「実技救命講習」を受講し、すべての生徒が「普通救命講習Ⅰ」と同等の内容を取得し、命の大切さをはじめ応急手当の重要性やAEDの使用を含む心肺蘇生法の知識と行い方を身に付けております。 また、本市における公募制の定期応急手当講習につきましては、令和5年度は市内15か所の会場で94回開催し、1,758人が受講しております。このほか、団体・グループでの応急手当講習の受付も行っており、公募制の定期応急手当講習の回数を合わせると年間400回近く応急手当講習を開催しております。今後も市民の皆様に応急手当講習受講の機会を増やすよう検討してまいります。</p> <p>【消防局救急課】</p> <p>2. 水防演習の実施について 河川課では、毎年、消防団及び建設局職員を対象に水防訓練を実施しております。この水防訓練は、消防団と建設局職員が水防工法技術を習得することを目的としており、実際に土のうを作成し、水防工法としての、土のうの積み方を訓練しております。 これに加え、さいたま市総合防災訓練の防災フェアにおいて、『土のう作り体験コーナー』を設置し、来場者と一緒に土のうを作ることで、防災意識の啓発を行っております。 このような取組は、地域防災力の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き実施していくこととしております。</p> <p>【建設局河川課】</p> <p>3. スタンドパイプの配布 スタンドパイプについては、初期消火に効果的である一方で、消火栓を使用するため、消防車両が離点からの消火栓使用にて放水する際に消防隊が使用する消火栓の圧力低下を招き、消火活動を妨げる要因になります。水圧が下がることは消火活動中にあってはならないことであり、さらに、スタンドパイプの設置により消防車両の進入や消火資機材の搬入に支障をきたすことも想定されます。 そのため、スタンドパイプの配布は行っておりませんが、大規模災害時における地域の初期消火の手段の一つとして、自主防災組織に対する補助金の補助対象品目にしております。また、補助金を活用してスタンドパイプを購入した自主防災組織を対象にスタンドパイプ集合訓練を毎年開催しております。</p> <p>【総務局防災課】</p>